

小鯖地域交流センター運営協議会・小鯖地域交流センター活動推進委員会会議次第

日時：令和8年5月29日（金）18時30分～

場所：小鯖地域交流センター 研修室

1. あいさつ

2. 協議事項

(1) 令和7年度小鯖地域交流センター活動推進委員会事業報告及び決算について

(2) 監査報告について

(3) 令和8年度小鯖地域交流センター活動推進委員会事業計画及び予算について

小鯖地域交流センター運営協議会委員名簿 小鯖地域交流センター活動推進委員会委員名簿

【任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日】

会長	村田 勝彦	小鯖自治会連合会会長
副会長	木村 眞一	小鯖地域づくり協議会会長

委員	石田 三郎	小鯖地区社会福祉協議会会長
	荒瀬 秀治	小鯖スポーツ協会会長
	原田 寛	小鯖地区子ども会育成連絡協議会会長
	片岡 英昭	小鯖地区青少年健全育成協議会会長
	三輪 裕明	小鯖地区人権学習推進協議会会長／小鯖小学校運営協議会会長
	松永 八郎	シニア小鯖連合会会長
	網林 設夫	大内中学校校長
	廣繁 和明	小鯖小学校校長
	杉山 千代	小鯖幼稚園・保育園園長
	手嶋 如水	学識経験者
	高橋 新	小鯖夏まつり実行委員会会長
	小曳 美恵子	センター定期利用団体
林 智恵	センター定期利用団体／地域学校協働活動推進員	

※小鯖地域交流センター活動推進委員会 監事：荒瀬秀治、片岡英昭

令和7年度小鯖地域交流センター活動推進委員会の事業実績について

1. 活動推進委員会及び運営協議会の開催 年2回（6月26日、9月24日）

2. 各種講座・教室の開催

●センター主催事業

講座・教室		実施日	回数	参加人数 (前年)	備考
生涯学習講座	パソコン相談	4月～3月	24	延べ7 (4)	
	ハロウィン飾りづくり講座	10月19日	1	10(10)	
	干支の置物づくり講座	12月5日	1	14(11)	
	大内人形絵付け体験	3月15日	1	12(8)	小鯖・大内合同
家庭教育講座	昆虫採集教室	7月12日	1	4(2)	小鯖・大内合同
	クリスマスケーキ作り講座	12月12日	1	9(初)	
	バレンタインお菓子作り講座	2月9日	1	10(初)	
	フルイドアート体験講座	2月21日	1	9(10)	
	七草粥のふるまい	1月7日	1	72(77)	
体育・ レクリエーション	いちご狩り健康ウォーキング	4月12日	1	61(55)	
	雪山スポーツ教室(大佐スキー場)	1月24日	1	中止(4)	小鯖・平川・湯田合同
	Bリーグ観戦ツアーin福山	3月7日	1	9(8)	小鯖・大内・仁保・宮野 合同

※他地区合同講座の参加人数は、小鯖地区から参加した人を示します。

●センター協賛事業

講座・教室	実施日	回数	参加人数 (前年)	主催
育児学級 親子であそぼう	6月27日	1	6(-)	小鯖母推
夏休み子ども工作づくり	7月25日	1	12(20)	ボランティア おさばゆかりの会
夏休み子ども料理教室	7月30日	1	7(11)	小鯖食推
小鯖維新塾 (理科実験・ニューススポーツ体験・防災食)	8月4日	1	11(12)	小鯖小コミュニティ スクール
育児学級 おやつづくり	9月5日	1	4(7)	小鯖母推
おやこでたのしいクリスマス会	12月12日	1	6(11)	小鯖母推
育児学級 魚食普及講座	2月13日	1	5(7)	小鯖母推

●子どもの居場所づくり事業

講座・教室	実施日	回数	参加人数 (前年)	備考
ジャグリング教室	6月28日	1	6(初)	
子ども習字教室	8月3日	1	6(6)	
子どもパン作り教室	11月29日	1	8(初)	
竹馬づくり講習会	12月7日	1	40(17)	
子どもフラワーアレンジメント教室	10月18日	1	10(8)	

3. 地域広報紙「おさば」の発行（月1回）

4. 図書の整理、貸出

5. センター定期利用団体による年末大掃除

6. センター使用者会議の開催（年1回）

7. 協賛事業への支援等

(1) 小鯖ふるさとまつり（実行委員会主催）

(2) 西京だいがく（シニア小鯖連合会主催）

(3) 育児学級（母子推進員主催）

8. 各種団体への協力、支援等

1. 小鯖スポーツ協会

- (1) 総会（1回）、理事会（年5回）、委員会（年1回）
- (2) 三世代交流大運動会（5月11日）
- (3) 小鯖スポーツ大会（6月28日）
- (4) 市ニュースポーツ地域対抗交流大会（9月28日）
- (5) 市民スポーツ大会（10月13日）
- (6) 男女混合ソフトバレーボール大会（12月3日）

2. 小鯖地区子ども会育成連絡協議会

- (1) 総会（年1回）、役員会（年12回）
- (2) クップ大会（6月8日）
- (3) 夏まつり体験会（8月2日）
- (4) クリスマス会（12月7日）

3. 小鯖地区青少年健全育成協議会

- (1) 総会（年1回）、企画員会（年1回）、役員会（年1回）
- (2) 少年綱引き大会（11月30日）※選手不足のため棄権
- (3) 夜間巡回の実施（7月24日、8月28日）
- (4) 子ども110番の家旗交換（8月31日、3月29日）
- (5) 子どもの居場所作り推進事業（再掲）

4. 小鯖地区人権学習推進協議会

- (1) 総会（年1回）
- (2) 小鯖小学校授業参観（10月17日）
- (3) 地区人権学習講座（2月27日）
- (4) 市人権学習講座への参加（通年）

5. その他

- (1) 小鯖夏まつり（8月9日）※雨天のため中止
- (2) 小鯖小学校施設連絡調整会議（1月21日）

令和7年度 小鯖地域交流センター活動推進委員会 決算書

(収入)

(単位:円)

項目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備考
前年度繰越金	579,589	579,589	0	
補助金	2,181,000	2,191,000	10,000	活動推進委員会補助金 2,181,000 団体活動支援事業補助金 10,000
雑収入	400,411	773,151	372,740	講座参加費 366,000 合同講座各地区負担金 20,727 印刷機・コピー機使用料 384,055 預金利息他 2,369
合計	3,161,000	3,543,740	382,740	

(支出)

項目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差引増減額 (B-A)	備考
管理費	2,179,000	1,923,783	△ 255,217	
管理事務費	2,179,000	1,923,783	△ 255,217	
賃金	1,300,000	1,198,428	△ 101,572	事務補助員賃金
需用費	230,000	200,660	△ 29,340	
消耗品費	200,000	167,330	△ 32,670	インク・文具類等
食糧費	10,000	9,130	△ 870	お茶代等
修繕料	20,000	24,200	4,200	備品修繕
役務費	47,000	39,278	△ 7,722	
通信運搬費	5,000	894	△ 4,106	切手
手数料	12,000	10,576	△ 1,424	振込手数料、臨時職員健康診断
保険料	30,000	27,808	△ 2,192	公民館総合補償制度保険、労働保険料
使用料及び賃借料	422,000	360,818	△ 61,182	印刷機・複写機リース料等
備品購入費	180,000	124,599	△ 55,401	図書
事業費	973,000	1,145,865	172,865	
講座・教室開催事業費	336,000	515,865	179,865	
報償費	100,000	22,018	△ 77,982	講師謝礼
需用費	101,000	78,063	△ 22,937	
消耗品費	100,000	77,645	△ 22,355	講座材料代等
燃料費	1,000	418	△ 582	レンタカーガソリン代
委託料	5,000	5,000	0	パソコン相談委託
使用料及び賃借料	50,000	31,350	△ 18,650	ウォーキングトイレカーレンタル代
負担金	80,000	379,434	299,434	他地域交流センター合同行事負担金
地域広報紙発行事業費	305,000	300,000	△ 5,000	
需用費(消耗品費)	5,000	0	△ 5,000	用紙代(臨時号用)
負担金	300,000	300,000	0	地域広報紙作成負担金
地域団体活動支援事業費	332,000	330,000	△ 2,000	
需用費(印刷製本費)	2,000	0	△ 2,000	写真代
助成金	330,000	330,000	0	小鯖ふるさとまつり 300,000 西京だいがく 20,000 育児学級 10,000
予備費	9,000	0	△ 9,000	
合計	3,161,000	3,069,648	△ 91,352	

(収入合計)
3,543,740円

(支出合計)
3,069,648円

(次年度繰越額)
474,092円

監査報告書

小鯖地域交流センター活動推進委員会の令和7年度会計について、出納簿、預金通帳、領収書等諸帳簿を監査の結果、適正かつ確実に処理されていることを認めます。

令和 8 年 4 月 28 日

小鯖地域交流センター活動推進委員会

監事 荒瀬 秀治

監事 片岡 英昭

令和8年度小鯖地域交流センター活動推進委員会 事業計画書（案）

○センター主催事業

1. 運営協議会及び活動推進委員会（年2回）の開催
2. 各種講座・教室の開催
 - (1) 生涯学習講座 スマホ講座等
 - (2) 家庭教育講座 料理教室等
 - (3) 体育・レクリエーション ウォーキング等
3. 地域広報紙「おさば」の発行（月1回）
4. 図書の整理、貸出
5. センター定期利用団体による年末大掃除
6. センター使用者会議の開催（年1回）
7. 協賛事業への支援等
 - (1) 小鯖ふるさとまつり（実行委員会主催）
 - (2) 西京だいがく（シニア小鯖連合会主催）
 - (3) 育児学級（母子推進員主催）

○各種団体への協力、支援等

1. 小鯖スポーツ協会
 - (1) 総会（1回）、理事会（年5回）、委員会（年2回）
 - (2) 三世代交流大運動会 （5月10日）
 - (3) 小鯖スポーツ大会 （6月14日）
 - (4) 市民スポーツ大会 （10月12日）
 - (5) 視察研修 （10月下旬）
 - (6) 男女混合ソフトバレーボール大会 （11月29日）
2. 小鯖地区子ども会育成連絡協議会
 - (1) 総会（年1回）、役員会（年12回）
 - (2) クップ大会 （6月14日）
 - (3) 夏まつり体験会 （7月下旬）
 - (4) クリスマス会 （12月中旬）
3. 小鯖地区青少年健全育成協議会
 - (1) 総会（年1回）、企画員会（年1回）、役員会（年1回）
 - (2) 少年綱引き大会 （11月29日）
 - (3) 夜間巡回の実施 （7月23日、8月20日）

- (4) 子ども110番の家旗交換 (8月30日、3月28日)
- (5) 子どもの居場所作り推進事業
- ・パン作り教室 (7月4日)
 - ・習字教室 (7月26日)
 - ・シャボン玉教室 (9月26日)
 - ・フラワーアレンジメント教室 (12月19日)
 - ・竹馬づくり講習会 (12月6日)

4. 小鯖地区人権学習推進協議会

- (1) 総会 (年1回)
- (2) 小鯖小学校、大内中学校授業参観
- (3) 地区人権学習講座 (時期未定)
- (4) 市人権学習講座への参加 (通 年)

5. 小鯖小学校コミュニティスクール

- (1) 小鯖維新塾 (7～8月)
- (2) 竹馬づくり講習会 (12月上旬)

6. その他

- (1) 小鯖夏まつり (8月8日)
- (2) 小鯖小学校体育施設開放連絡調整会議 (1月下旬)

令和8年度 小鯖地域交流センター活動推進委員会 予算書 (案)

(収入)

(単位：円)

項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	差引増減額 (A - B)	備考
前年度繰越金	474,092	579,589	△ 105,497	
市補助金	2,159,000	2,181,000	△ 22,000	活動推進委員会補助金
雑収入	390,908	400,411	△ 9,503	講座参加費 40,000 印刷機・コピー機使用料 350,000 預金利息 他 908
合計	3,024,000	3,161,000	△ 137,000	

(支出)

項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	差引増減額 (A - B)	備考
管理費	2,155,000	2,179,000	△ 24,000	
管理事務費	2,155,000	2,179,000	△ 24,000	
賃金	1,300,000	1,300,000	0	事務補助員賃金
需用費	275,000	230,000	45,000	
消耗品費	250,000	200,000	50,000	インク・文具類等
食糧費	15,000	10,000	5,000	お茶代等
修繕料	10,000	20,000	△ 10,000	備品修繕
役務費	50,000	47,000	3,000	
通信運搬費	5,000	5,000	0	切手、はがき等
手数料	15,000	12,000	3,000	振込手数料、臨時職員健康診断
保険料	30,000	30,000	0	公民館総合補償制度保険、労働保険料
使用料及び賃借料	380,000	422,000	△ 42,000	印刷機・複写機リース料等
備品購入費	150,000	180,000	△ 30,000	図書等
事業費	825,000	973,000	△ 148,000	
講座・教室開催事業費	220,000	336,000	△ 116,000	
報償費	50,000	100,000	△ 50,000	講師謝礼
需用費	85,000	101,000	△ 16,000	
消耗品費	85,000	100,000	△ 15,000	講座材料代等
燃料費	0	1,000	△ 1,000	レンタカーガソリン代
委託料	5,000	5,000	0	パソコン相談委託
使用料及び賃借料	0	50,000	△ 50,000	ウォーキングトイレカーレンタル代
負担金	80,000	80,000	0	他地域交流センター合同行事負担金
地域広報紙発行事業費	235,000	305,000	△ 70,000	
需用費 (消耗品費)	5,000	5,000	0	用紙代 (臨時号用)
負担金	230,000	300,000	△ 70,000	地域広報紙作成負担金
地域団体活動支援事業費	370,000	332,000	38,000	
需用費 (印刷製本費)	0	2,000	△ 2,000	写真代
助成金	370,000	330,000	40,000	小鯖ふるさとまつり 350,000 西京だいがく 15,000 育児学級 5,000
予備費	44,000	9,000	35,000	
合計	3,024,000	3,161,000	△ 137,000	

山口市地域交流センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 山口市地域交流センター設置及び管理条例（平成20年山口市条例第51号）第2条に定める山口市地域交流センター（以下「センター」という。）にそれぞれ地域交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、センターの活動の向上に資するため、次に掲げる事項について協議を行い、センターの運営について意見を述べるものとする。

- (1) センターが実施する事業に関する事。
- (2) センターの利用団体に関する事。
- (3) センターの施設、設備等の利用に関する事。
- (4) その他、センターの運営に関する事。

2 協議会は、前項の協議にあたり、センターの利用者をはじめ幅広い地域の要望を反映するよう努めるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) センターの利用団体の関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、年1回以上開催し、過半数の出席をもって成立する。

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、それぞれのセンターにおいて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がセンター所長と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

小鯖地域交流センター活動推進委員会会則

(名称)

第1条 この会は、小鯖地域交流センター活動推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、小鯖地域交流センターに置く。

(目的)

第3条 この会は、明るく住みよい地域社会の実現を目指し、地域住民の連帯意識の高揚と自主的な社会教育活動の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講座の開設
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
- (3) 図書の整備
- (4) 体育、レクリエーションに関する集会及び行事の開催
- (5) 各種の団体、機関等の育成及び行事の開催
- (6) 学習及び活動に必要な用具等の整備
- (7) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 地域団体の関係者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 小鯖地域交流センターの利用団体の関係者
- (4) その他必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長等)

第7条 この会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置き、委員の互選によってこれを

定める。

- 2 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、年1回以上開催し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項)

第9条 この会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要と認める事項

(会計)

第10条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮り決定する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。